

葛飾区障害者施策推進計画・第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画（案）の主な修正点

| No. | 意見元 | ページ | 修正前 | 修正後 |
|-----|-------|--------------------|---|---|
| 1 | 策定委員会 | 6ページ (下図) | 計画の図について、「葛飾区障害者施策推進計画」と「第7期葛飾区障害福祉計画」、「第3期葛飾区障害児福祉計画」の関係性がわかりづらい。 | 計画の図を、「葛飾区障害者施策推進計画」の中に「第7期葛飾区障害福祉計画」と「第3期葛飾区障害児福祉計画」が入るかたちにした。 |
| 2 | 議会 | 16ページ (上から9行目) | しかし、医療的ケア児者や重複障害者等への支援、家族介護者支援やヤングケアラーなどの新たな課題、多様化・複雑化する課題を抱える世帯への支援は、専門的知識が必要であり、相談支援専門員をサポートする体制が必要です。 | しかし、医療的ケア児者や重複障害者等への支援、家族介護者支援や障害児の兄弟姉妹等を含めたヤングケアラーなどの新たな課題、多様化・複雑化する課題を抱える世帯への支援は、専門的知識が必要であり、相談支援専門員をサポートする体制が必要です。 |
| 3 | 事務局 | 17ページ (上から4行目) | ・基幹相談支援センター業務のうち、相談支援事業者の人材育成については、委託することにより体系的・専門的な研修を実施します。また、研修を通して横のつながりをつくり、専門的指導・助言に活用していきます。 | ・基幹相談支援センター業務のうち、相談支援事業者の人材育成については、委託することにより体系的・専門的な研修を実施します。また、研修を通して横のつながりをつくり、相談支援専門員同士のネットワークづくりにつなげていきます。 |
| 4 | 所管課 | 21ページ (上から3行目) | ○障害のある方が運動やスポーツに安心して参加できる環境づくりのため、葛飾区認定パラスポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ教室や夏の短期障害者水泳教室事業を実施するなど、福祉作業所などに就労する障害のある方などへの運動機会を提供しました。また、総合スポーツセンター温水プール（奥戸・水元）で水泳教室を通年で開催し、定期的な運動参加の機会を拡充を図りました。 | ○障害のある方が運動やスポーツに安心して参加できる環境づくりを推進するため、葛飾区認定障害者スポーツ指導員を養成しました。また、障害者スポーツ教室や夏の短期障害者水泳教室事業を実施するなど、福祉作業所などに就労する障害のある方などへの運動機会を提供しました。さらに、総合スポーツセンター（奥戸・水元）で水泳やトランポリン教室を通年で開催し、障害のある方に対して定期的な運動参加の機会を拡充を図りました。 |
| 5 | 所管課 | 21ページ (下から12行目) | ○中央図書館では、活字での読書が困難な方が、図書資料を活用できるよう、音訳及び点字資料の貸出し等を行うとともに、音訳資料（デジ図書）や点訳資料の作成を行いました。 | ○区立図書館では、活字での読書が困難な方が、図書資料を活用できるよう、音訳及び点字資料の貸出し等を行うとともに、音訳資料（デジ図書）や点訳資料の作成を行いました。 |
| 6 | 策定委員会 | 22ページ (下から10行目) | ・医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方の生涯学習活動について、保護者団体からの聞き取り等を行うことで具体的なニーズを把握します。 | ・医療的ケアを必要とする方など重症心身障害のある方の生涯学習活動について、ご本人及び保護者団体からの聞き取り等を行うことで具体的なニーズを把握します。 |
| 7 | 議会 | 23ページ 重点的な取組 | — | ・かつしか地域スポーツクラブや葛飾区ボッチャ協会等、障害者スポーツに携わる関係団体と連携、支援を行いながらイベントや教室を実施します。 |
| 8 | 所管課 | 51ページ (上から1行目) | 私立学童保育クラブでは、運営する社会福祉法人等が障害のある子どもを受け入れるにあたり、バリアフリー条例に基づき学童保育クラブ施設の整備を行うことが必要です。 | 私立学童保育クラブに対しては、運営する社会福祉法人等が障害のある子どもの受け入れをしやすくするため、施設のバリアフリー化等の促進に向けて支援策を検討することが必要です。 |
| 9 | 所管課 | 55ページ (下から4行目) | 移動等円滑化促進方針 ・令和6（2024）年度策定予定の移動等円滑化促進方針では、葛飾区全域におけるハード面のバリアフリー化だけではなく、ソフト面である心のバリアフリーについても方針を示していきます。 | 移動等円滑化促進方針の推進 ・令和6（2024）年度策定予定の移動等円滑化促進方針では、葛飾区全域における道路や施設整備などのハード面のバリアフリー化だけではなく、ソフト面についても、声掛けや助け合いなどの心のバリアフリーを推進していきます。 |
| 10 | 所管課 | 58ページ (下から10行目) | 公園内にバリアフリートイレの設置や、誰もが遊べるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を更に進めていくことなどが必要です。 | 公園内施設のバリアフリー化や、障害の有無などに関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を更に進めていくことなどが必要です。 |
| 11 | 所管課 | 59ページ (上から2行目) | ・公園内の出入口、施設及びトイレなどのバリアフリー化や、誰もが遊べるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を進めていくことなどにより、障害のある方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。 | ・公園内の出入口、施設及びトイレなどのバリアフリー化や、障害の有無や国籍などに関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を進めていくことなどにより、障害のある方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。 |
| 12 | 事務局 | 102～117ページ | — | 資料編の追加 |
| 13 | 事務局 | 各所 | — | 注釈の追加 |